

千葉県青少年相談員感謝状贈呈要領

1 趣旨

この要領は、千葉県青少年相談員（以下「相談員」という。）として、その任を全うし、その職を退任した者の労苦に報いるとともに、千葉県青少年相談員活動の進展に資するため、市長が千葉県青少年相談員感謝状を贈呈するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 被贈呈者の範囲

感謝状被贈呈者（以下「被贈呈者」という。）は、相談員の職を退任した者のうち、在任中に青少年健全育成のボランティア活動に従事し、青少年行政に積極的に協力した者とする。

3 被贈呈者の基準

被贈呈者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 相談員として引き続き 2 期（6 年）以上在任して退任した者。
- (2) 任期途中で就任、退任した場合については、その在任期間が引き続き 6 年以上である者。

4 補則

この要領に定めるもののほか、千葉県青少年相談員感謝状の贈呈に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。